



(※1)

特殊車両通行許可制度への申請はお早めに

工事現場への経路の特徴

○ラストマイルが電子化されていない

- ・工事現場へのアクセス道路が電子化されていないことが多い

○敢えて裏道の経路などを選んでいる

- ・細街路や裏道は電子化されていないことが多い



一般的制限値を超える
特殊車両の例

『早めの申請』

- ・電子化されていない経路を含む場合、申請から許可を得るまで時間がかかります。工程、ルート、運搬物等を早めに確定し、申請される方へ提示することをお勧めします。

『経路選択に注意』

- ・細街路や裏道などは未電子化のため審査に時間がかかります。

『経路を事前確認。電子化経路部分は確認制度(※2)の活用を検討しましょう』

- ・電子化された経路は確認制度を使えば即日で通行可能です。
- ・未電子化のラストマイルは別途自治体へ直接申請しましょう。

※1：特殊車両の工事車両が公道を走る場合には、特殊車両通行許可が必要です。

※2：・特殊車両通行確認制度の利用には、ETC2.0車載器の搭載が必要です。

- ・HP (https://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/road_history_map/index.html)で電子化された経路が確認できます。詳しくは確認制度の経路検索で御確認ください。
- ・確認制度は即日で通行可能経路の回答を得ることができます。

国土交通省道路局道路交通管理課（特車担当）

Tel：03-5253-8111

E-mail：hqt-tokusya@gxb.mlit.go.jp

建設工事関係者向け
ハンドブックはこちら

